

第3章 騒音・振動

1. 概要

騒音とは、「好ましくない音」、「無いほうが良いと思う音」のことであり、いらだたしさや不快感を引き起こし、作業能率を低下させたり、肉体的・心理的に悪影響を及ぼしたりします。

また、工場、建設作業、交通機関などから発する振動は局地的な公害であり、いらいらする、戸や障子がガタガタと音をたてる、不快である、眠れないなどの生活妨害や、建物にヒビがはいるなどの物的被害を引き起こしたりします。このため、各種公害のなかでも、騒音や振動は私たちの日常生活に最も密接な関係があります。

(1) 環境基準

1998（平成10）年9月に、環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について新しい基準が告示され、1999（平成11）年4月1日より施行されています。これにより、環境基準の評価手法は、中央値（ L_{50} ）から国際的に採用されている等価騒音レベル（ L_{eq} ）に変更になりました。

また、この環境基準は、自動車や工場の音を中心とした一般騒音を対象としたもので、航空機騒音と新幹線騒音については、それぞれ別に環境基準が定められています。

なお、建設作業騒音には適用されません。

○1999（平成11）年4月1日施行の環境基準：等価騒音レベル（ L_{eq} ）

表2-3-1 騒音に係る環境基準（抜粋） （単位：dB）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌6:00
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

※ AAを当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域。

Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域。

Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

環境基本法の規定に基づき、成田市が定める地域類型は次のとおり。

表 2-3-2 成田市が指定する地域の類型 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

地域の類型	指 定 地 域
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域、第二特別地域

- ※ 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域をいう。
- ※ 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲 50m 以内の地域をいう。

表 2-3-3 道路に面する地域の環境基準（抜粋） (単位：dB)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

- ※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表のとおりとする。

表 2-3-4 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（抜粋） (単位：dB)

基 準 値	
昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
70 以下	65 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 以下、夜間にあっては 40 以下）によることができる。	

- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。
- ※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m、2 車線を越える道路では 20m の区域をいう。

○航空機騒音に係る環境基準

表 2-3-5 航空機騒音に係る環境基準（抜粋） (単位：dB)

地 域 の 種 類	基 準 値 (L_{den})
I	57 以下
II	62 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- ※ 2013（平成 25）年 4 月から、航空機騒音に係る環境基準が WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）から L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）に変更された。

表 2-3-6（参考）航空機騒音に係る旧環境基準（抜粋 2013（平成 25）年 3 月まで）

地 域 の 種 類	旧 基 準 値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

2. 工場騒音・振動（特定施設）

騒音・振動規制法及び成田市公害防止条例に基づき、工場、事業場などに設置される施設のなかで、金属加工機械や空気圧縮機など著しい騒音や振動を発生する施設を「特定施設」と定め、これらを設置する場合は設置工事開始の30日前までに所定の様式で届け出なければなりません。

工場において発生する騒音や振動の規制基準は、発生する時間及び区域区分により定められています。

表2-3-7 騒音及び振動の規制基準

騒音の規制基準				振動の規制基準			
(単位：dB)				(単位：dB)			
区域の区分	時 間 の 区 分			区域の区分	時 間 の 区 分		
	昼間 8:00～19:00	朝・夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00		昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌 8:00	
第一種区域	50	45	40	第一種区域	60	55	
第二種区域	55	50	45	第二種区域	65	60	
第三種区域	65	60	50	その他	60	55	
第四種区域	70	65	60				
その他	60	55	50				

※ 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（振動においては、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域も含む）。

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域（※¹）（振動においては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域が該当する）。

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く）及び第二特別地域（※²）。

第四種区域：工業地域（ただし、第二特別地域を除く）及び工業専用地域。

そ の 他：第一種区域から第四種区域以外の区域（市条例による。振動においては第一種区域から第二種区域以外の区域以外の区域）。

（※¹）第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域という。

（※²）第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲50m以内の地域をいう。

ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲、概ね50mの区域内における規制基準は5dB減じた値とする。

表 2-3-8 特定施設届出状況

(単位：基)

関係法令	特定施設の種類	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
騒音 規制法	金属加工機械	22		2	4	1	6		3	8	2	
	空気圧縮機及び送風機	25	12	9	48	6	28	18	6	18	11	
	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機				1							
	建設用資材製造機械										1	
	小 計	47	12	11	53	7	34	18	9	26	14	
振動 規制法	金属加工機械											
	圧縮機		10			1				5		
	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機											
	合成樹脂用射出成形機											
	小 計	0	10	0	0	1	0	0	0	5	0	
成田市公害防止条例	臭に係る特定施設 ばい煙、粉じん及び悪	化学工業 反応施設										
		〃 焙焼施設										
		土石製品 混合施設										
		〃 焼成施設										
		非鉄金属 金属製品 乾燥焼付施設										
		〃 粉砕施設										
		その他										
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音に係る特定施設	金属加工機械	7		6		10		4	12	2	3
		圧縮機	1	3	13	6	2	2	2	3	4	3
		送風機	3	25	87	48	12	12	2	17	13	47
		粉砕機	4		2	31	11	1	2	1		1
		建設用資材製造機械			1	1			1			
		合成樹脂用射出成形機		1						1		
		重油バーナー										
走行クレーン				4				2	4	2	10	
集塵装置		9		2	13	5	1	3	2	2	1	
冷凍機		141	37	82	163	77	129	41	67	101	83	
原動機		2		3	2	1		3	4	2		
クーリングタワー		3	1	7			7		1	3	3	
その他		1						3			1	
小 計	171	67	207	264	118	152	63	112	129	152		
振動に係る特定施設	金属加工機械	23		6	4	1	6		2	8		
	圧縮機及び送風機	28	30	108	100	19	24	4	20	17	50	
	粉砕機	3		2	12	7		2	1		1	
	印刷機械	1										
	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機											
	合成樹脂用射出成形機		1						1			
	鋳造型機											
	冷凍機	141	37	82	163	77	129	41	67	101	83	
	その他							3				
小計	196	68	198	279	104	159	50	91	126	134		
合 計	414	157	416	596	222	345	131	212	286	300		

3. 建設作業騒音・振動（特定建設作業）

騒音・振動規制法及び成田市公害防止条例に基づき、建設工事として行われる作業のなかで、杭打作業など著しい騒音や振動を発生する作業を「特定建設作業」と定め、これらの作業を行う場合は作業開始7日前までに所定の様式で届け出なければなりません。

騒音・振動規制法では、2012（平成24）年4月から市長（以前は都道府県知事）が騒音・振動規制地域の指定と規制基準の設定を行うこととされ、この指定地域内において、法に定められた特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）及び特定建設作業について調査測定を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行うことができます。

特定建設作業において発生する騒音や振動の規制基準は、作業の種類により定められています。

表 2-3-9 特定建設作業の騒音・振動規制基準 (単位：dB)

特定建設作業の種類	騒音及び振動の大きさ（敷地の境界線での値）			
	騒音		振動	
	騒音規制法	市条例	振動規制法	市条例
①杭打・杭抜機等	85	85	75	75
②鋸打機及びインパクトレンチ	85	85	—	—
③さく岩機	85	85	—	—
④空気圧縮機（15kW以上）	85	85	—	75
⑤コンクリートプラント（0.45 m ³ 以上） アスファルトプラント（200kg以上）	85	85	—	—
⑥鋼球による破壊作業	—	85	75	75
⑦舗装版破砕機	—	85	75	75
⑧ブレーカー（手持式を除く）	—	85	75	75
⑨バックホー、ブルドーザー等	85	85	—	75
⑩振動ローラー	—	85	—	75

※ 市条例：成田市公害防止条例

表 2-3-10 特定建設作業届出基数

(単位：台)

関係法令	種 類	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
騒音規制法	杭打機					1		2	3	5	1
	鋸打機		1				1				
	さく岩機	45	33	40	37	104	113	129	98	93	115
	空気圧縮機			1	5	4	2	3	3	6	5
	バックホー、 ブルドーザー 等					1					
	コンクリート プラント					1					
	小 計	45	34	41	42	111	116	134	104	104	121
振動規制法	杭打機	2		1		1		2	3	5	1
	舗装版破碎機								2		
	ブレーカー	29	28	21	38	53	63	80	63	70	51
	小 計	31	28	22	38	54	63	82	68	75	52
成田市公害防止条例	杭打機			1	1		1		1		
	鋸打機及びインパクトレンチ				8	5	2	4	16	10	9
	空気圧縮機		1					1			
	ブレーカー		3		1	1	8	5	5	3	10
	バックホー、 ブルドーザー 等	332	312	272	306	404	437	546	742	638	624
	振動ローラー	79	40	29	44	54	51	121	144	99	137
	小 計	411	356	302	360	464	499	677	908	750	780
合 計	487	418	365	440	629	678	893	1080	929	953	

4. 自動車騒音・道路交通振動

本市は、東関東自動車道や国道 51 号を始めとする 7 本の主要幹線道路によって、北総地域の交通の要所となっています。

本市では、毎年度国道 51 号（成田市役所下）、国道 408 号（根木名川中継ポンプ場前）、主要地方道成田・松尾線（三里塚小学校前）、市道郷部線（中台運動公園プール脇）の 4 地点を定点とし、自動車騒音・道路交通振動と交通量の調査・測定を実施しています。

自動車騒音の調査業務については、2012（平成 24）年度より、都道府県から市の業務となり、定点の 4 地点に加え、市内すべての国道・県道及び 4 車線以上の市道を 5 年間のローテーションにて調査し、面的評価する計画を立案しました。

面的評価は、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合する戸数の割合を算出して評価します。

(1) 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、環境基準に加えて、騒音規制法に基づく総理府令で定める限度(要請限度)による規制が行われています。要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請できるとされています。

なお、測定した 4 地点は、表 2-3-12 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例により評価しています。

表 2-3-11 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度（抜粋） (単位：dB)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

1. a 区域：専ら住居の用に供される区域。
2. b 区域：主として住居の用に供される区域。
3. c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

※ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

表 2-3-12 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例（抜粋）（単位：dB）

昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
75	70

騒音規制法の規定に基づき、成田市が定める区域は次のとおり。

表 2-3-13 成田市が定めた区域の区分 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区域の区分	用途地域名
a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、 但し第一特別地域を除く

※ 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m以内の地域をいう。

(2) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、振動規制法に基づく総理府令で定める限度(要請限度)による規制が行われています。要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請できるとされています。

振動規制法の規定により、道路交通振動の要請限度に関する区域と昼間及び夜間の時間を 2012（平成 24）年 4 月から市長が定めています。

表 2-3-14 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度（抜粋）（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		8:00～19:00	19:00～翌 8:00
第一種区域		65	60
第二種区域		70	65

備考 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。

1. 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
2. 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

振動規制法施行規則の規定に基づき、成田市が定める区域は次のとおり。

表 2-3-15 成田市が定めた区域の区分 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区域の区分	用途地域名
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

振動規制法施行規則の規定に基づき、成田市が定める昼間及び夜間は次のとおり。

表 2-3-16 成田市が定めた昼間及び夜間の時間 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

区分	時 間
昼間	午前 8 時から午後 7 時まで
夜間	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

2021（令和 3）年度は、騒音・振動いずれも要請限度を満足しています。また経年的には、国道 51 号、国道 408 号、主要地方道成田・松尾線、市道郷部線の騒音・振動レベルは、横ばいの状況にあります。

表 2-3-17 自動車騒音・道路交通振動測定結果の推移

交通量 台／10 分
等価騒音レベル (dB)

1. 花崎町 760（市役所下）国道 51 号

測定年月	車線数	用途地域	騒 音				振 動			
			測定結果		交通量		測定結果		交通量	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2012(H24)年 11 月	4	第二種住居地域	71	69	373	105	40	37	395	189
2013(H25)年 11 月			70	68	368	109	41	38	378	201
2014(H26)年 11 月			71	69	372	102	41	39	391	191
2015(H27)年 11 月			71	70	382	106	41	38	405	192
2016(H28)年 11 月			71	69	377	93	42	40	410	174
2017(H29)年 10 月			71	69	373	101	41	38	394	188
2018(H30)年 10 月			70	68	357	88	40	38	376	144
2019(R1)年 10 月			70	68	337	88	40	37	368	158
2020(R2)年 9 月			69	67	331	75	40	38	356	152
2021(R3)年 9 月			69	67	321	66	41	38	351	140

2. 土屋 726（根木名川中継ポンプ場前）国道 408 号

測定年月	車線数	用途地域	騒 音				振 動			
			測定結果		交通量		測定結果		交通量	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2012(H24)年 11 月	4	第二種住居地域	70	68	334	86	41	37	359	160
2013(H25)年 11 月			71	69	342	82	41	37	380	150
2014(H26)年 11 月			71	69	336	81	41	37	365	154
2015(H27)年 11 月			71	69	338	87	39	34	361	165
2016(H28)年 11 月			72	69	347	83	45	39	377	159
2017(H29)年 10 月			71	68	319	74	40	35	338	152
2018(H30)年 10 月			71	68	333	70	43	37	358	125
2019(R1)年 10 月			70	69	367	76	46	42	380	177
2020(R2)年 9 月			70	68	333	68	42	39	361	146
2021(R3)年 9 月			70	68	337	79	43	41	358	160

3. 本三里塚 153-1（三里塚小学校前） 主要地方道成田・松尾線

測定年月	車線数	用途地域	騒音				振動			
			測定結果		交通量		測定結果		交通量	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2012(H24)年11月	2	第一種住居地域	69	66	116	33	51	44	118	63
2013(H25)年11月			69	66	125	27	51	43	137	54
2014(H26)年11月			71	67	138	34	53	45	148	66
2015(H27)年11月			70	68	131	33	52	46	144	60
2016(H28)年11月			70	67	145	34	52	45	157	66
2017(H29)年10月			69	66	128	36	51	44	134	67
2018(H30)年10月			70	65	132	30	51	44	142	50
2019(R1)年10月			68	66	135	29	53	46	146	60
2020(R2)年9月			70	66	123	28	54	46	135	55
2021(R3)年9月			68	64	120	24	52	44	134	49

4. 中台 5-2（中台運動公園プール脇） 市道郷部線

測定年月	車線数	用途地域	騒音				振動			
			測定結果		交通量		測定結果		交通量	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2012(H24)年11月	4	第一種中高層住居専用地域	69	64	209	35	42	38	230	84
2013(H25)年11月			70	64	224	39	45	41	256	83
2014(H26)年11月			68	63	223	42	43	39	252	88
2015(H27)年11月			70	65	242	39	40	35	279	85
2016(H28)年11月			68	63	207	41	44	40	228	87
2017(H29)年10月			69	64	211	33	42	37	229	86
2018(H30)年10月			70	65	214	38	42	36	237	75
2019(R1)年10月			68	63	202	38	40	34	230	78
2020(R2)年9月			69	62	193	26	45	37	221	67
2021(R3)年9月			68	61	181	21	41	33	212	57

表 2-3-18 2021（令和 3）年度自動車騒音測定結果
道路近傍騒音レベル（24 時間）と環境基準との比較

（単位：dB）

測定地点	都市計画 （用途地域）	地域 類型	測定結果 （道路近傍）				環境基準 （近接空間）	
			昼間 6 時～22 時		夜間 22 時～6 時		昼間 6 時～22	夜間 22 時～6
①国道 51 号 （成田市役所下）	市街化区域 （第二種住居地域）	B	69	○	67	×	70	65
②国道 408 号 （根木名川中継ポンプ場前）	市街化区域 （第二種住居地域）	B	70	○	68	×	70	65
③-1 主要地方道 成田・松尾線 （三里塚小学校前）	市街化区域 （第一種住居地域）	B	68	○	64	○	70	65
③-2 主要地方道 成田・松尾線 （遠山中学校前）	市街化調整区域	—	66	○	61	○	70	65
④-1 市道 郷部線 （中台運動公園プール脇）	市街化区域 （第一種中高層 住居専用地域）	A	67	○	61	○	70	65
④-2 市道 郷部線 （成田国際高校前）	市街化区域 （第一種低層 住居専用地域）	A	65	○	59	○	70	65
⑤東関東自動車道 （成田市十余三地先）	市街化調整区域	—	62	○	56	○	70	65
⑥国道 51 号 （成田市飯仲地先）	市街化区域 （準工業地域）	C	71	×	68	×	70	65
⑦国道 356 号 （成田市猿山地先）	非線引き区域 （無指定）	—	68	○	65	○	70	65
⑧主要地方道成田安食線 （成田市美郷台地先）	市街化区域 （第一種住居地域）	B	64	○	57	○	70	65
⑨主要地方道横芝下総線 （成田市名古屋地先）	非線引き区域 （無指定）	—	64	○	59	○	70	65
⑩県道佐原多古線 （成田市横山地先）	非線引き区域 （無指定）	—	68	○	63	○	70	65
⑪県道滑河停車場線 （成田市猿山地先）	非線引き区域 （近隣商業地域）	C	57	○	51	○	70	65
⑫市道 JR 成田駅西口線 （成田市赤坂地先）	市街化区域 （近隣商業地域）	C	66	○	58	○	70	65

※ 近接空間：測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

※ 近接空間の環境基準は 81 ページ表 2-3-4 による。

表 2-3-19 環境基準達成状況の評価結果（自動車騒音常時監視結果報告 抜粋）

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数（戸）				
			評価 対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過
1	国道 51 号	13070	515	499	14	0	2
2	国道 408 号	24010	45	41	2	0	2
3	成田 松尾線	41920	573	528	26	0	19
4	市道 郷部線	110040	759	757	0	0	2
5	東関道自動車道	110	15	14	1	0	0
6	国道 51 号	13050	36	32	1	0	3
7	国道 356 号	22090	96	96	0	0	0
8	主要地方道成田安食線	40510	265	265	0	0	0
9	主要地方道横芝下総線	42460	156	155	1	0	0
10	県道佐原多古線	60260	80	76	0	0	4
11	県道滑河停車場線	61710	42	42	0	0	0
12	市道 JR 成田駅西口線	180002	1,316	1,292	0	24	0
合計 (括弧内は%)			3,898	3,797 (97.4)	45 (1.2)	24 (0.6)	32 (0.8)

表 2-3-20 自動車騒音測定結果と要請限度との比較 (単位: dB)

道路名	測定期間	区域 の 区分	車線数	近接空間の要請限度		測定結果		要請 限度 判定
				昼間	夜間	昼間	夜間	
国道 51 号	2021(令和 3)年 9月13日 ～ 2021(令和 3)年 9月18日	b	4	75	70	69	67	○
国道 408 号		b	4			70	68	○
主要地方道成田・松尾線		b	2			68	64	○
市道郷部線		a	4			68	61	○

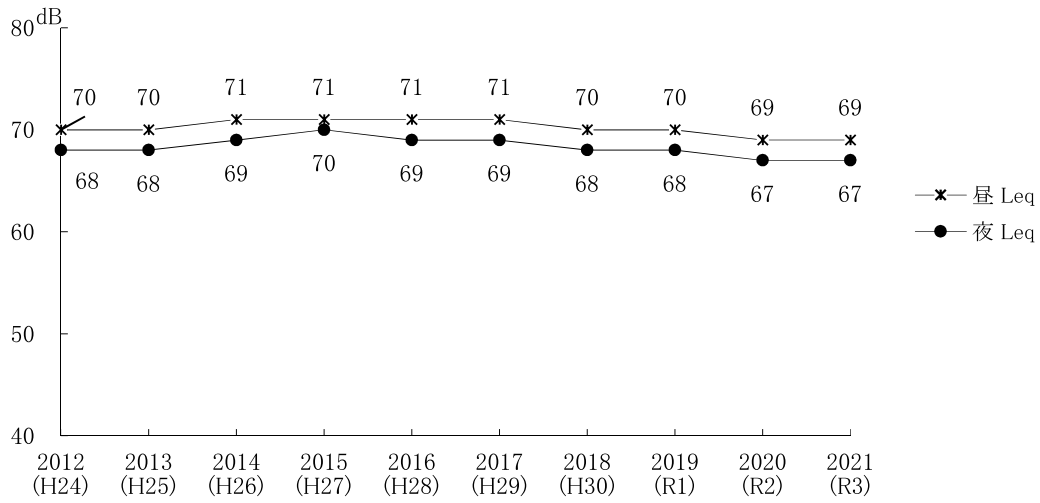
※ 2021(令和 3)年 9月13日～9月18日(72時間)の平均値と要請限度を比較。

近接空間：測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する。

表 2-3-21 道路交通振動測定結果と要請限度との比較 (単位: dB)

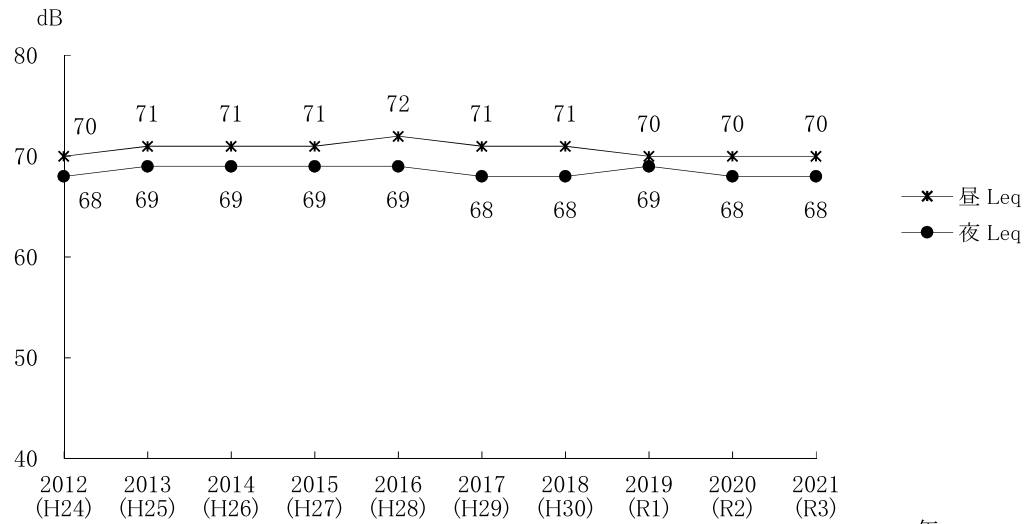
道路名	測定期間	区域の区分	要請限度		測定結果		要請 限度 判定
			昼間	夜間	昼間	夜間	
国道 51 号	2021(令和 3)年 9月13日 ～ 2021(令和 3)年 9月18日	第一種区域	65	60	41	38	○
国道 408 号					43	41	○
主要地方道成田・松尾線					52	44	○
市道郷部線					41	33	○

※ 2021(令和 3)年 9月13日～9月18日(72時間)の平均値と要請限度を比較。



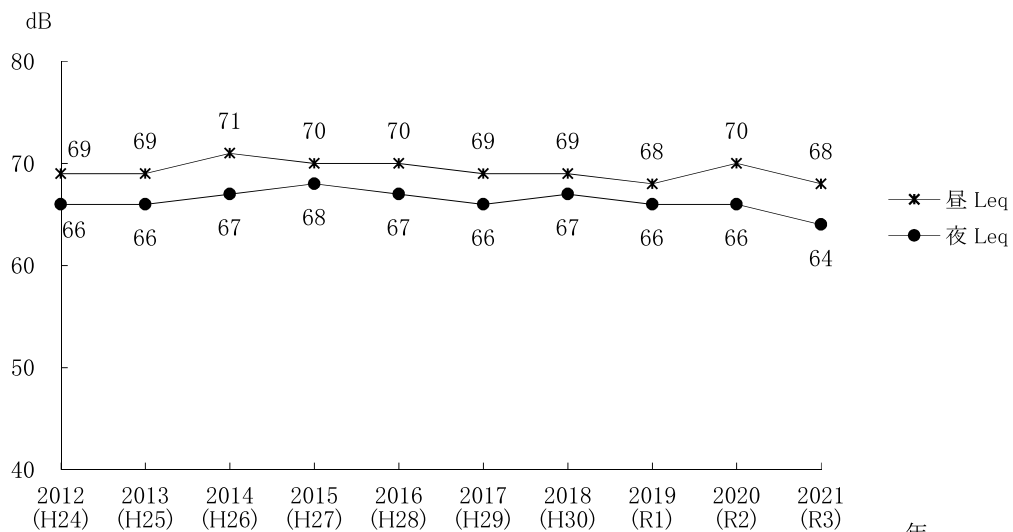
年

図 2-3-1 国道 51 号 時間帯別騒音レベルの平均値の推移



年

図 2-3-2 国道 408 号 時間帯別騒音レベルの平均値の推移



年

図 2-3-3 主要地方道成田・松尾線 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

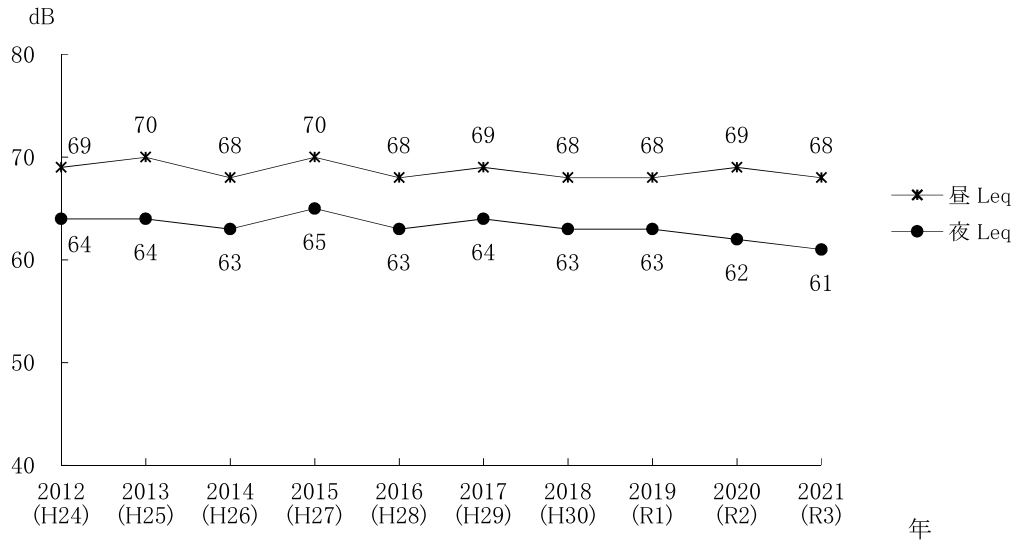


図 2-3-4 市道郷部線 時間帯別騒音レベルの平均値の推移

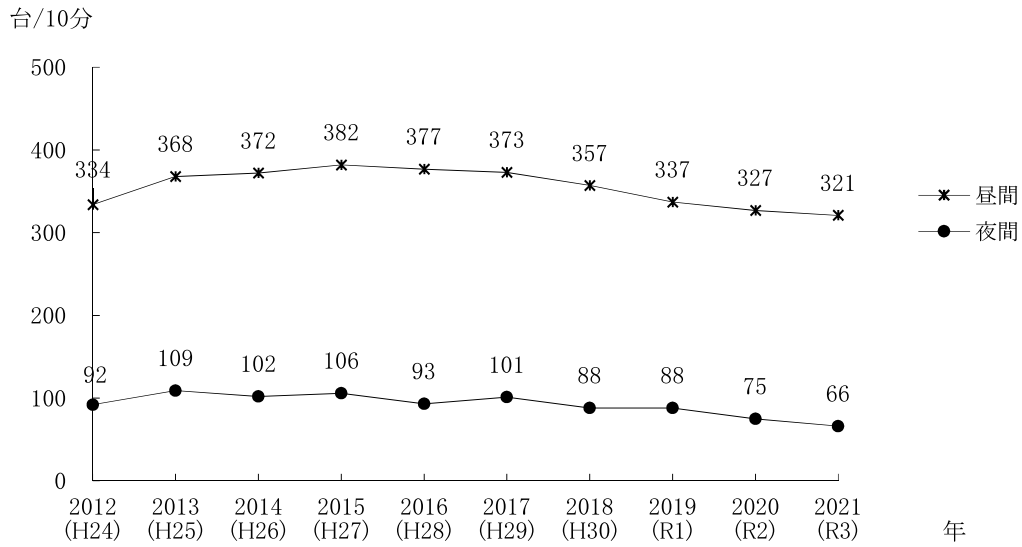


図 2-3-5 国道 51 号 時間帯別交通量の平均値の推移

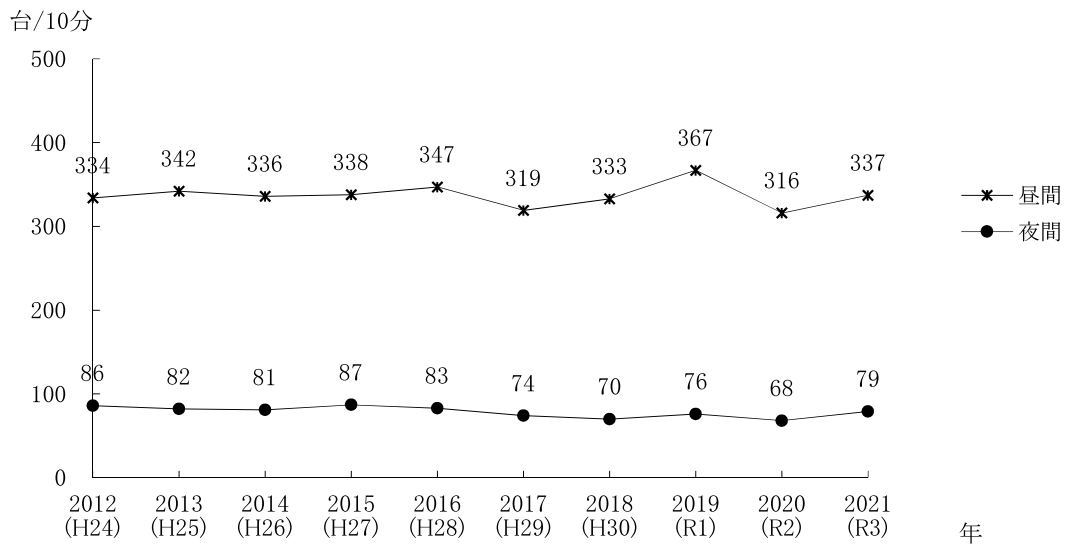


図 2-3-6 国道 408 号 時間帯別交通量の平均値の推移

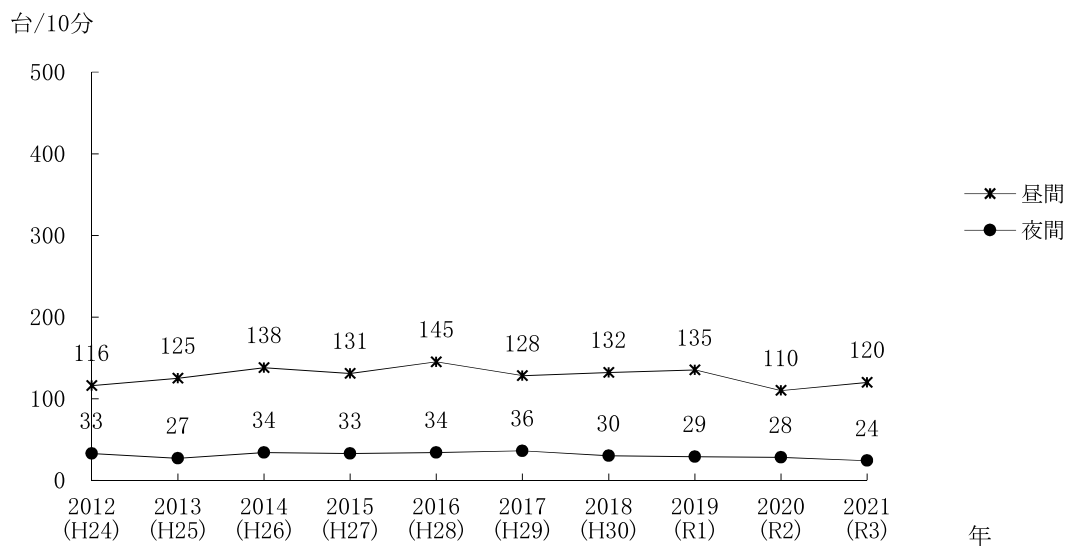


図 2-3-7 主要地方道成田・松尾線 時間帯別交通量の平均値の推移

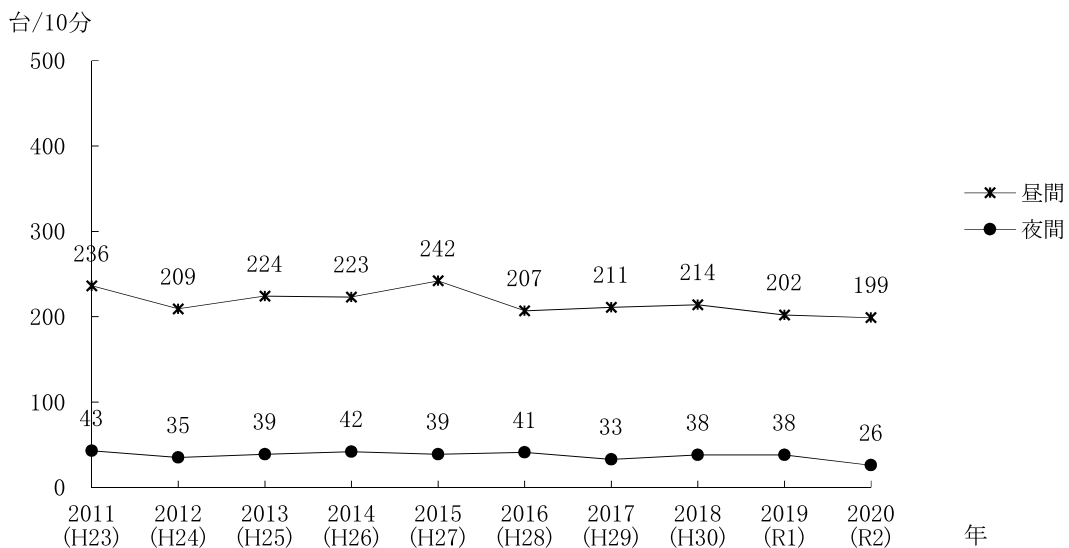


図 2-3-8 市道郷部線 時間帯別交通量の平均値の推移

5. 航空機騒音

成田市、千葉県及び成田国際空港株式会社（以下N A Aという）では、空港開港以来航空機の騒音測定、防音家屋の遮音量調査、高度コース調査等の調査測定を実施してきました。本市においては、航空機騒音の季節的、年次的変化を把握するため、1988（昭和 63）年 4 月から航空機騒音測定システムを導入し、主として騒防法※¹ 第 1 種区域（ L_{den} ※² 62dB）の境界付近で常時監視を行っており、2021（令和 3）年度において、市設置の固定測定局は市内 26 か所となっています。また、千葉県環境生活部で市内 7 か所、N A A で市内 14 か所に固定測定局を設置して常時監視を行っています。

1997（平成 9）年 7 月に成田空港周辺地域共生財団が発足し、1997（平成 9）年 10 月 1 日からは、同財団の航空機騒音調査研究所が整備した航空機騒音データ処理システムにより、県、市、N A A 等の騒音測定局のデータ集計を行って、各測定局管理者に結果を提供しています。2013（平成 25）年 4 月からは航空機騒音の指標が WECPNL※³ から L_{den} に変更されましたが、WECPNL についても引き続き算出しています。

※¹ 騒防法：「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

※² L_{den} ：時間帯補正等価騒音レベル

※³ WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル

(1) 空港の運航状況

2021（令和 3）年度の発着回数は 137,585 回（376.9 回/日）となりました。前年度と比べると 31,305 回（85.8 回/日）増加しました。

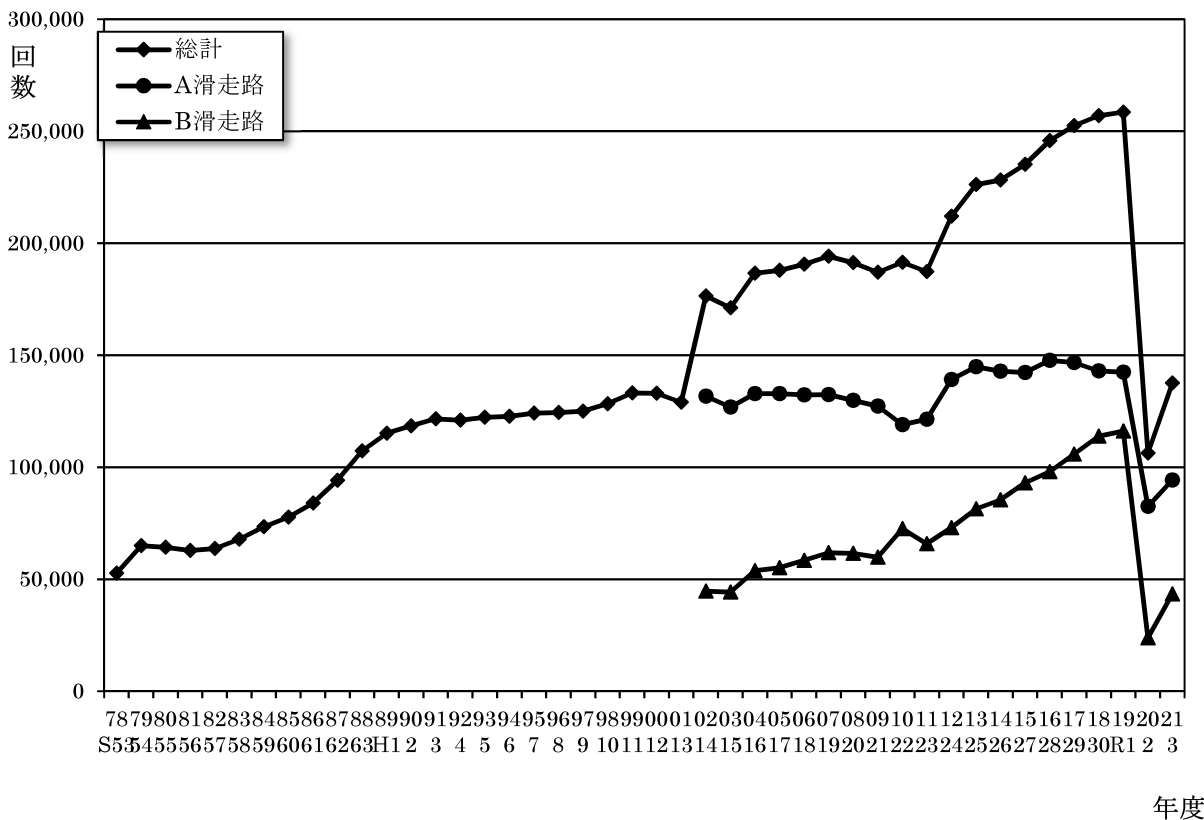


図 2-3-9 年間総発着回数の推移

表 2-3-22 月別離着陸比率（総計）

区分 月	空港北側				空港南側				合計	
	離陸機数	比率 %	着陸機数	比率 %	離陸機数	比率 %	着陸機数	比率 %	全機数	比率 %
4	2,264	20.8	3,172	29.1	3,184	29.2	2,287	21.0	10,907	7.9
5	1,295	12.8	3,839	38.1	3,748	37.2	1,203	11.9	10,085	7.3
6	1,190	12.4	3,592	37.4	3,623	37.7	1,205	12.5	9,610	7.0
7	1,971	17.6	3,684	33.0	3,609	32.3	1,911	17.1	11,175	8.1
8	1,293	11.1	4,597	39.3	4,555	39.0	1,246	10.7	11,691	8.5
9	3,554	32.1	2,046	18.5	1,984	17.9	3,492	31.5	11,076	8.1
10	3,927	32.9	2,090	17.5	2,039	17.1	3,870	32.5	11,926	8.7
11	3,841	31.2	2,447	19.9	2,310	18.8	3,695	30.1	12,293	8.9
12	3,844	29.3	2,865	21.8	2,713	20.7	3,701	28.2	13,123	9.5
1	4,389	35.1	1,906	15.2	1,864	14.9	4,356	34.8	12,515	9.1
2	3,641	35.2	1,457	14.1	1,537	14.9	3,714	35.9	10,349	7.5
3	3,001	23.4	3,570	27.8	3,423	26.7	2,841	22.1	12,835	9.3
合計	34,210	24.9	35,265	25.6	34,589	25.1	33,521	24.4	137,585	100.0
日平均	93.7	24.9	96.6	25.6	94.8	25.1	91.8	24.4	376.9	100.0

※ 2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの空港の運航状況。

(2) 航空機騒音測定結果

2021（令和3）年度において、空港周辺の測定局は103局であり、成田市内では、市の26局、県の7局、NAAの14局の合計47局で航空機騒音を測定する体制となっております。

成田空港周辺地域共生財団の航空機騒音調査研究所では、これらの測定局のデータにより航空機騒音の指標である L_{den} を算出し、また、参考値として、旧指標のWECPNLも算出しています。

2021（令和3）年度の測定結果をみると、騒防法第1種区域の外側に設置された測定局で L_{den} が62dBを超えたところはありませんでした。

2021（令和3）年度における成田空港の運用状況は、2020（令和2）年度と比較すると、緩やかな回復傾向を示していますが、依然、新型コロナウイルス感染症に伴う航空需要減少の影響を受けて、発着回数が大きく減少していることから、 L_{den} の測定結果を2019（令和元）年度と比較すると、全ての測定局において減少する結果となりました。

このうち、A滑走路南側及びB滑走路北側の騒音影響を受ける測定局は、A滑走路北側の騒音影響を受ける測定局と比較すると、 L_{den} の増加幅が大きくなっており、主にA滑走路南側及びB滑走路北側の発着回数が増加していることによるものと考えられます。

その要因といたしましては、2021（令和3）年度は、B滑走路誘導路の工事に伴い、B滑走路南側の使用が制限され、各滑走路の運用が見直されたことが各滑走路の発着回数に影響したものであると思われま。

表 2-3-23 測定局一覧表

No.	測定局名	No.	測定局名	No.	測定局名
1	北羽鳥北部	18	馬 場	A	1 6 R (NAA)
2	磯 部	19	水 掛	B	飯 岡 (NAA)
3	芦 田	20	竜 台	C	芦 田 (NAA)
4	赤 荻	21	大 生	D	荒 海 (NAA)
5	野 毛 平	22	大 室	E	久 住 (NAA)
6	堀 之 内	23	荒海橋本	F	土 室 (NAA)
7	本三里塚	24	猿 山	G	大 室 (NAA)
8	南三里塚	25	新 田	H	1 6 L (NAA)
9	幡 谷	26	東 和 泉	I	西大須賀 (NAA)
10	成 毛	①	西和泉 (千葉県)	J	内 宿 (NAA)
11	野毛平工業団地	②	押 畑 (千葉県)	K	新 田 (NAA)
12	長 沼	③	土 室 (千葉県)	L	3 4 R (NAA)
13	北 羽 鳥	④	滑 川 (千葉県)	M	三里塚小 (NAA)
14	下 金 山	⑤	新 川 (千葉県)	N	三里塚グラウンド [※] (NAA)
15	遠山小学校	⑥	四 谷 (千葉県)		
16	御料牧場記念館	⑦	高 倉 (千葉県)		
17	本 城				

※ 三里塚グラウンド[※] : 旧三里塚住宅

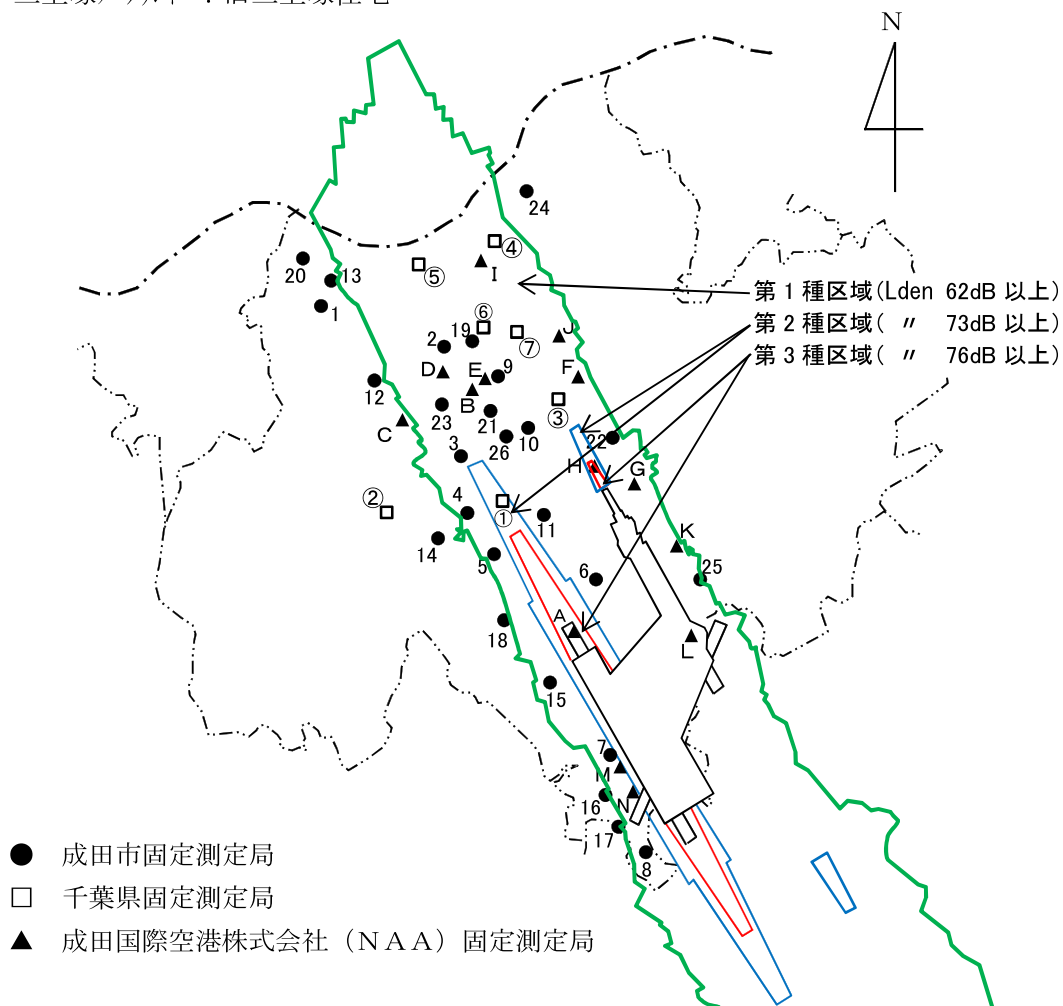


図 2-3-10 航空機騒音固定測定局の配置図

表2-3-24 固定測定局測定結果 (L_{den}、単位：dB)

No.	測定局名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
1	北羽鳥北部	57.0	56.5	56.3	56.3	56.3	56.0	55.6	56.1	54.9	54.4
2	磯部	58.5	58.0	57.9	57.8	57.9	57.5	57.0	57.5	55.9	55.9
3	芦田	62.8	62.3	62.1	61.9	62.0	61.9	61.3	61.8	60.9	60.5
4	赤荻	60.4	59.6	59.6	59.6	59.9	59.4	59.0	59.6	58.2	57.8
5	野毛平	60.8	60.2	59.9	60.0	60.1	59.9	59.5	59.9	58.7	58.2
6	堀之内	58.9	58.2	57.8	57.4	57.6	57.5	57.7	58.0	54.6	54.4
7	本三里塚	59.5	58.6	58.5	58.5	58.3	58.1	57.8	58.0	57.4	57.5
8	南三里塚	60.4	59.7	59.6	59.0	59.1	59.7	59.6	59.3	56.2	57.1
9	幡谷	56.8	56.4	56.5	56.9	57.0	56.6	56.3	55.9	52.9	54.0
10	成毛	57.0	56.5	56.6	57.1	57.2	56.6	56.0	55.9	53.1	54.3
11	野毛平工業団地	60.8	59.9	59.7	59.8	59.9	59.5	59.2	59.7	57.9	57.4
12	長沼	57.9	57.2	57.1	56.9	57.0	56.7	56.5	56.8	55.5	55.2
13	北羽鳥	57.5	57.1	57.3	57.2	56.8	56.6	56.0	56.6	56.0	55.5
14	下金山	53.3	51.9	51.5	51.5	52.3	51.9	51.5	52.2	50.4	49.8
15	遠山小学校	59.3	58.5	58.4	58.5	58.4	58.3	58.0	58.1	56.2	56.1
16	御料牧場記念館	56.8	56.5	56.0	56.1	56.0	56.0	55.8	55.6	54.8	54.8
17	本城	58.2	57.8	57.7	57.4	57.3	57.3	56.5	56.3	54.7	55.5
18	馬場	56.6	55.6	55.1	55.2	55.2	54.4	54.5	55.2	53.2	(52.7)
19	水掛	56.7	56.3	56.3	56.5	56.8	56.2	55.8	55.6	53.4	53.9
20	竜台	54.2	53.6	53.6	53.7	54.1	53.9	53.4	53.8	52.8	52.7
21	大生	60.4	59.8	59.6	59.8	59.8	59.7	59.3	59.7	58.3	57.9
22	大室	56.9	57.3	57.8	58.1	58.9	57.9	57.4	56.5	49.8	54.4
23	荒海橋本	62.6	62.1	62.4	62.2	62.0	61.9	61.2	61.6	60.9	60.9
24	猿山	49.3	49.2	49.4	49.8	50.0	49.6	49.1	48.3	43.4	46.8
25	新田	56.2	56.5	56.9	56.5	57.1	58.1	58.3	57.4	50.9	52.6
26	東和泉								58.3	56.4	56.4
①	西和泉(千葉県)		64.4	64.4	64.4	63.9	63.7	63.1	63.5	62.9	62.9
②	押畑(千葉県)		51.0	50.7	50.6	51.0	50.7	50.2	50.5	49.2	48.6
③	土室(千葉県)		65.2	65.3	65.2	64.8	65.2	66.0	65.9	58.2	61.2
④	滑川(千葉県)		55.8	55.9	56.1	56.1	56.0	56.1	55.5	(48.5)	52.4
⑤	新川(千葉県)		56.9	56.7	56.8	56.9	56.6	56.1	56.2	54.0	54.3
⑥	四谷(千葉県)		58.1	58.4	58.4	58.2	58.3	58.6	58.1	53.0	55.1
⑦	高倉(千葉県)		62.0	62.0	62.0	61.9	62.2	62.9	62.4	55.3	58.4

No.	測定局名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
A	16 R (NAA)	72.4	72.0	71.9	71.6	71.5	71.2	70.1	70.5	70.3	70.2
B	飯岡 (NAA)	60.6	60.0	59.7	59.6	59.7	59.2	58.8	59.1	57.6	57.2
C	芦田 (NAA)	58.5	57.7	57.6	57.4	57.6	56.9	56.4	57.1	55.4	55.2
D	荒海 (NAA)	62.4	62.0	62.0	61.9	61.7	61.5	60.8	61.0	60.3	60.1
E	久住 (NAA)	57.9	57.5	57.4	57.4	57.6	57.1	56.8	56.8	54.5	54.8
F	土室 (NAA)	55.8	55.9	56.2	56.3	56.6	55.8	55.4	54.5	48.3	52.7
G	大室 (NAA)	57.3	57.9	58.1	58.2	59.0	58.0	57.4	56.1	49.2	54.3
H	16 L (NAA)	69.5	69.9	70.2	70.2	70.0	69.7	70.3	69.6	61.8	65.3
I	西大須賀 (NAA)	59.1	59.4	59.6	59.4	59.3	59.6	60.3	59.7	52.9	55.7
J	内宿 (NAA)	53.8	53.9	54.3	54.6	54.7	54.1	53.7	52.8	46.5	50.9
K	新田 (NAA)	54.3	54.7	54.6	54.0	54.6	55.5	56.2	55.6	49.3	49.7
L	34 R (NAA)	71.1	70.7	70.8	70.7	70.8	※1	73.8	73.9	65.7	64.5
M	三里塚小 (NAA)	61.0	60.7	60.5	60.3	60.0	60.0	59.4	59.4	58.4	58.5
N	三里塚グラウンド (NAA)	64.9	64.8	64.3	64.1	63.9	63.9	63.5	63.2	61.1	61.3

※ 空欄は未測定。括弧付きは参考値。

※ 三里塚グラウンド：旧三里塚住宅

※1 34R局は2017（平成29）年度中に測定局の移設を行ったため、年間値は算出していません。

No. 1～26：成田市固定測定局

No. ①～⑦：千葉県固定測定局

No. A～N：成田国際空港株式会社（NAA）固定測定局

表2-3-25 固定測定局測定結果（旧指標 WECPNL）

No.	測定局名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
1	北羽鳥北部	66.8	66.5	66.4	66.3	66.2	65.7	65.4	65.7	64.5	64.1
2	磯部	69.5	69.3	69.5	69.2	69.2	68.6	68.1	68.8	66.9	66.6
3	芦田	75.3	75.2	75.1	74.9	74.8	74.5	73.9	74.3	73.2	72.8
4	赤荻	71.3	70.7	70.8	70.8	70.9	70.3	69.9	70.4	68.7	68.1
5	野毛平	72.5	72.1	71.8	72.1	72.0	71.6	71.3	71.6	70.3	69.7
6	堀之内	70.7	70.0	69.5	69.1	69.2	69.3	69.3	69.6	65.9	65.7
7	本三里塚	73.5	72.8	72.5	72.4	72.1	72.0	71.4	71.7	71.1	70.9
8	南三里塚	73.3	73.0	72.9	72.2	72.4	73.1	72.8	72.4	69.3	70.1
9	幡谷	67.5	66.9	66.7	67.3	67.3	67.0	66.8	66.7	63.6	65.0
10	成毛	67.1	66.7	66.6	67.3	67.4	66.9	66.2	66.4	63.7	66.1
11	野毛平工業団地	71.8	71.3	71.1	71.1	71.2	70.7	70.4	70.7	68.5	67.9
12	長沼	68.5	68.3	68.1	67.9	67.9	67.5	67.2	67.3	65.8	65.4
13	北羽鳥	68.6	68.5	68.7	68.6	68.1	67.8	67.2	67.7	66.9	66.3
14	下金山	64.9	63.9	63.7	63.6	64.1	63.7	63.6	64.4	62.0	61.3
15	遠山小学校	71.8	71.3	71.1	71.2	71.1	71.0	70.7	70.7	68.4	68.1
16	御料牧場記念館	69.4	69.4	68.8	68.7	68.6	68.6	68.1	67.8	67.3	67.2

No.	測定局名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
17	本 城	70.5	70.0	70.0	69.6	69.4	69.3	68.4	68.2	66.9	67.2
18	馬 場	67.9	67.2	66.9	67.1	66.8	66.2	66.2	67.0	64.7	(63.9)
19	水 掛	67.1	66.7	66.7	66.8	67.1	66.5	66.1	66.2	63.8	64.5
20	竜 台	64.7	64.3	64.5	64.4	64.7	64.5	64.1	64.3	63.0	62.9
21	大 生	71.9	71.5	71.3	71.4	71.3	71.0	70.6	70.9	69.2	68.5
22	大 室	67.3	67.9	67.8	68.4	69.1	68.6	67.9	67.8	63.1	68.0
23	荒海橋本	74.3	74.1	74.3	74.0	73.6	73.4	72.6	73.0	72.8	73.1
24	猿 山	59.5	59.4	59.2	59.8	60.0	59.8	59.4	59.3	55.4	59.0
25	新 田	69.0	69.2	69.3	69.3	69.9	71.2	71.4	70.5	64.5	66.7
26	東 和 泉								69.2	66.9	66.4
①	西和泉(千葉県)	77.1	77.1	77.1	77.0	76.5	76.2	75.4	75.7	75.4	75.7
②	押 畑(千葉県)	62.2	61.7	61.5	61.4	61.6	61.3	60.8	61.2	59.4	58.8
③	土 室(千葉県)	79.8	80.0	79.8	79.5	79.4	79.9	80.7	80.7	73.5	76.8
④	滑 川(千葉県)	66.4	66.7	66.5	66.7	66.8	66.9	67.2	66.7	(60.5)	64.8
⑤	新 川(千葉県)	67.9	67.6	67.3	67.4	67.5	67.0	66.5	66.6	64.3	64.4
⑥	四 谷(千葉県)	69.4	69.5	69.7	69.7	69.3	69.6	69.9	69.5	64.3	67.0
⑦	高 倉(千葉県)	75.1	75.5	75.8	75.7	75.8	76.3	76.9	76.5	69.9	73.3
A	16 R (NAA)	88.3	88.3	88.3	87.9	87.6	87.4	86.1	86.3	86.4	86.5
B	飯 岡 (NAA)	72.1	71.4	71.2	71.2	71.2	70.7	70.3	70.5	68.5	67.5
C	芦 田 (NAA)	69.0	68.4	68.3	68.1	68.1	67.3	66.7	67.3	65.4	65.2
D	荒 海 (NAA)	74.0	74.0	74.0	73.9	73.6	73.2	72.4	72.5	72.0	72.1
E	久 住 (NAA)	68.0	67.6	67.5	67.5	67.7	67.2	67.0	67.1	64.5	64.9
F	土 室 (NAA)	66.0	66.3	66.2	66.7	67.0	66.5	66.0	65.7	61.2	66.0
G	大 室 (NAA)	68.4	69.2	68.7	69.4	70.3	69.7	68.8	68.2	63.6	68.8
H	16 L (NAA)	86.1	86.5	86.3	86.3	86.0	86.2	86.8	86.4	79.7	83.1
I	西大須賀(NAA)	71.7	72.1	72.1	71.9	71.8	72.3	72.9	72.5	66.0	69.1
J	内 宿 (NAA)	63.5	63.5	63.9	64.6	64.8	64.4	64.0	63.7	58.8	63.6
K	新 田 (NAA)	67.9	68.0	67.7	67.6	68.3	69.1	70.0	69.1	62.5	63.8
L	34 R (NAA)	86.8	86.6	86.6	86.6	87.1	※1	91.5	91.7	83.7	82.1
M	三里塚小(NAA)	73.9	73.8	73.6	73.2	72.8	72.8	72.1	72.1	71.1	71.1
N	三里塚グラウンド(NAA)	77.4	77.4	77.2	76.9	76.8	76.8	76.4	75.9	73.4	73.9

※ 空欄は未測定。括弧付きは参考値。

※ 三里塚グラウンド：旧三里塚住宅

※1 34R局は2017（平成29）年度中に測定局の移設を行ったため、年間値は算出していません。

No. 1～26：成田市固定測定局

No. ①～⑦：千葉県固定測定局

No. A～N：成田国際空港株式会社（NAA）固定測定局

(3) 高度・コース

本市のA滑走路北側高度・コース測定局は、2001（平成13）年度から新たに清水台（赤荻）・芦田・安崎（磯部）・安西に配置を変更し、また、B滑走路北側では、2008（平成20）年度に土室・高倉・西大須賀に高度・コース測定局を新たに整備し、A・B両滑走路の航跡を測定しています。集計は共生財団内の高度・コース中央処理装置で毎時データを得て行っています。旧システムでは、航路を挟んだ2地点を1対とした三角測量方式で、赤荻断面（A滑走路北端から約4km）、長沼断面（同じく約8km）を通過する航空機の位置を測定し集計を行っていましたが、更新後は、航路直下、約2km間隔に設置した高度・コース測定局4局で、航空機が発する騒音の到来方向（方位角及び仰角）の時系列データ、気象データ（風向、風速、温度、湿度、大気圧等）、トランスポンダ応答信号を測定・記録し、高度・コースデータ処理中央局が、電話回線を通じてデータを収集します。高度・コースデータ処理中央局では、隣接した高度・コース測定局のデータを照合し、重複する時間帯のデータから空間的な航跡を三角測量の原理で算出、記録します。また空間的な航跡データから、以前の2断面通過位置、あるいは任意の断面の通過位置、A滑走路北端より約4km地点から約10kmまでの間や、B滑走路北端より約2.5km地点から約7.5kmまでの間で、幅約2kmに渡る航跡図を作成することが可能となりました。

A滑走路では、2016（平成28）年度の測定データまで、旧システムの赤荻－野毛平工業団地断面、及び長沼－磯部断面を踏襲しデータ集計を行っていましたが、2018（平成30）年度にシステムを改修し、2017（平成29）年度の測定データからは、B滑走路と同様に、飛行コースと直交する断面で集計を行っています。

○赤荻断面の高度・コース

連続して測定された航跡データをもとに、赤荻断面で切り出し比較を行いました。

測定された総機数は36,741機であり、このうち離陸機は19,537機、着陸機は17,204機でした。その内訳は機種別の多い順にB787が8,579機、B777が8,026機、B767が5,416機、A320が3,969機、B747-8が3,286機、B747-400が1,673機となっています。

離陸機の多くは、高度600mから1,200m、コースはセンターから200mの間を飛行しています。また、着陸機のほとんどは、高さ200mから400m、その幅はセンターから200mの間を飛行しています。これらの結果は前年度と同様です。

○長沼断面の高度・コース

赤荻断面同様に長沼断面で切り出し、比較検討を行いました。

測定された機数は、総機数36,856機、このうち離陸機は19,627機、着陸機は17,229機でした。その内訳は機種別に多い順にB787が8,613機、B777が8,044機、B767が5,430機、A320が3,975機、B747-8が3,299機、B747-400が1,675機となっています。

離陸機の多くは、高度1,000mから1,600m、コースはセンターから200mの間を飛行しています。また、着陸機のほとんどは、高さ400mから600m、その幅はセンターから200mの間を飛行しています。この結果は前年度と同様です。

○土室断面の高度・コース

B滑走路北側に設置した高度・コース局での航跡データをもとに、土室断面で切り出し比較を行いました。

測定した機数は、総機数30,275機であり、このうち離陸機は13,001機、着陸機は17,274機でした。その内訳は機種別で多い順にA320が12,663機、B787が7,853機、B777が2,825機、

B767 が 2,127 機、A330 が 1,301 機、B737 が 1,129 機となっています。

離陸機の多くは、高度 600m から 1,000m、コースはセンターから 200m の間を飛行しています。この結果は前年度と同様です。

○西大須賀断面の高度・コース

土室断面同様に、西大須賀断面で切り出し、比較を行いました。

測定された機数は、総機数 30,592 機、このうち離陸機は 12,915 機、着陸機は 17,677 機でした。その内訳は機種別の多い順に A320 が 12,771 機、B787 が 7,969 機、B777 が 2,859 機、B767 が 2,128 機、A330 が 1,332 機、B737 が 1,146 機となっています。

離陸機の多くは、高度 1,000m から 1,400m、コースはセンターから 200m の間を飛行しています。また、着陸機のほとんどは、高度 400m を中心に飛行し、センターから 200m の間を飛行しています。

6. 環境騒音

環境騒音は、ある地点において、自動車や工場の音、人の話し声や楽器音など音源のはっきりわかる騒音だけでなく、遠くのざわめき音など不特定多数の騒音が混ざっている騒音をいいます。こうした不特定多数の音の状況を把握するとともに、市内における環境基準の達成状況を確認するために、概ね10年に1回実施しており、2014（平成26）年度に環境騒音調査を実施しました。

(1) 調査方法

前回調査の2004（平成16）年度に24時間調査を実施した14地点と、市町合併等により新たに調査地点として追加した6地点を合わせた合計20地点で24時間調査を行いました。

(2) 調査結果と前回調査との比較

環境基準との比較を行った結果、昼間、夜間ともに環境基準を達成していた地点は、玉造公民館、土屋街区公園、赤坂地区公園、中台運動公園、成田市営第二駐車場、地蔵塚街区公園、加良部台近隣公園、花崎町街区公園、琴平街区公園、浅間第一街区公園、ふれあいの丘街区公園、リバティヒル500公園Ⅱ、高岡運動施設、大栄ニュータウン公園Ⅱ、武蔵街区公園の15地点であり、昼間のみ環境基準を達成していた地点は、並木町公民館、成田国際文化会館、宗吾霊堂の3地点でした。また、昼間、夜間ともに環境基準を超過していた地点は、成田市東和田駐車場、公津の杜近隣公園の2地点でした。

前回の調査と比較した結果、今回の調査結果で昼間の環境基準を満足するようになった地点は、並木町公民館、成田国際文化会館の2地点であり、夜間の環境基準を満足するようになった地点は、土屋街区公園、中台運動公園、成田市営第二駐車場、琴平街区公園の4地点でした。

反対に今回の調査結果で昼間の環境基準を超過するようになった地点は、公津の杜近隣公園の1地点であり、夜間の環境基準を超過するようになった地点は、宗吾霊堂の1地点でした。

また、前回、今回の調査結果とも玉造公民館、赤坂地区公園、地蔵塚街区公園、加良部台近隣公園、花崎町街区公園の5地点は昼間、夜間ともに環境基準を満足しており、成田市東和田駐車場は昼間、夜間ともに環境基準を超過していました。

(3) 考察

環境騒音調査の結果をみると、騒音レベルが基準値を超えている地点は、幹線道路や交通量の多い道路の周辺地域であるという傾向がみられ、やはり自動車騒音が一般の環境騒音に大きな影響を与えていると考えられます。

表 2-3-26 調査結果の環境基準との比較

(単位: dB)

番号	測定地点の名称	環境基準 類型	環境基準		測定値		判定	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	玉造公民館	B	55	45	46	38	○	○
2	土屋街区公園	A	55	45	52	43	○	○
3	赤坂地区公園	A	55	45	49	41	○	○
4	中台運動公園	A	55	45	49	43	○	○
5	成田市営第二駐車場	C	60	50	50	43	○	○
6	地蔵塚街区公園	A	55	45	52	43	○	○
7	加良部台近隣公園	A	55	45	48	44	○	○
8	花崎町街区公園	C	60	50	52	49	○	○
9	琴平街区公園	B	55	45	49	42	○	○
10	並木町公民館	A	55	45	53	47	○	×
11	成田国際文化会館	B	55	45	54	47	○	×
12	成田市東和田駐車場	B	55	45	57	54	×	×
13	宗吾霊堂	A	55	45	55	49	○	×
14	公津の杜近隣公園	B	55	45	56	49	×	×
15	浅間第一街区公園	C	60	50	46	41	○	○
16	ふれあいの丘街区公園	B	55	45	44	42	○	○
17	リバティヒル 500 公園 II	A	55	45	44	36	○	○
18	高岡運動施設	B	55	45	46	41	○	○
19	大栄ニュータウン公園 II	A	55	45	47	42	○	○
20	武蔵街区公園	A	55	45	44	38	○	○

表 2-3-27 2004 (平成 16) 年度の調査結果

(単位: dB)

番号	測定地点の名称	環境基準 類型	環境基準		測定値		判定	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	玉造公民館	B	55	45	48	42	○	○
2	土屋街区公園	A	55	45	52	46	○	×
3	赤坂地区公園	A	55	45	51	42	○	○
4	中台運動公園	A	55	45	53	46	○	×
5	成田市営第二駐車場	C	60	50	59	53	○	×
6	地蔵塚街区公園	A	55	45	47	36	○	○
7	加良部台近隣公園	A	55	45	51	43	○	○
8	花崎町街区公園	C	60	50	51	49	○	○
9	琴平街区公園	B	55	45	55	46	○	×
10	並木町公民館	A	55	45	58	52	×	×
11	成田国際文化会館	B	55	45	56	50	×	×
12	成田市東和田駐車場	B	55	45	56	54	×	×
13	宗吾霊堂	A	55	45	51	45	○	○
14	公津の杜近隣公園	B	55	45	52	46	○	×

表 2-3-28 環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの指定地域
 (成田市が指定する地域の類型 2012 (平成 24) 年 4 月 1 日施行)

地域類型	指 定 地 域
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、第一特別地域、第二特別地域

- ※ 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50m以内の地域をいう。
- ※ 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲 50m以内の地域をいう。